



広報ながさき

『国民年金』特集号

年金制度は、すべての世代のかたにとって生活に密着した大事な制度です。今回の「国民年金特集号」では、公的年金制度のしくみをはじめ、「国民年金」の給付や保険料などについてご案内します。

公的年金制度のしくみについて

日本に居住する20歳以上60歳未満のすべてのかたは公的年金に加入する義務があります。公的年金には、大きく国民年金（自営業者、学生、サラリーマンに扶養されている配偶者などが加入）、厚生年金（サラリーマンが加入）、共済年金（公務員などが加入）の3つがあります。

年金の加入者は第1号被保険者（自営業者や学生など）、第2号被保険者（厚生年金や共済年金の加入者）、第3号被保険者（サラリーマンに扶養されている配偶者）に分けられています。※平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されます。

公的年金制度のしくみ

厚生年金や共済年金

国民年金（基礎年金）

第1号被保険者

農業、自営業、学生、勤めていても厚生年金に加入できない人など

第2号被保険者

厚生年金や共済年金に加入している人

第3号被保険者

厚生年金や共済年金に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者の人

※平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されます。

公的年金には生涯にわたる保障（給付）があります

公的年金に加入して、保険料をきちんと納めることで、人生のさまざまな出来事に対応した保障（給付）を受けることができます。

老後に支給される「老齢年金」だけではなく、病気やケガなどが原因で障害の状態にある場合に支給される「障害年金」、配偶者が死亡したときに遺族に支給される「遺族年金」などの保障があります。

このうち、国民年金はすべての人が加入する制度として「基礎年金」という基礎的な給付を行います。



こんなときに国民年金が支給されます

老齢になったときは「老齢基礎年金」

保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間を合わせ、原則として25年以上あるかたが、65歳から受けられます。

※支給の繰り上げ(年金額が減額になります)や繰り下げ(年金額が増額になります)もできます。
平成27年度の年金額は、満額(40年納付)で**780,100円**です。
年金額は、保険料を納めた期間(免除期間などを含む)によって変わります。

老齢基礎年金額を増やすためには「60歳以降に高齢任意加入をする」、年金額に上積みするためには「付加年金へ加入する(月額400円を定額保険料に上乘せ)」「国民年金基金に加入する」といった方法があります。ただし、付加年金と国民年金基金は同時加入できません。

病気やケガなどで障害の状態になったときは「障害基礎年金」

20歳前や国民年金に加入中のとき、または60歳以上65歳未満で国内在住中に、医師の初診を受けた病気やケガによる障害がある場合で、障害の程度が国民年金法の障害等級表の1級か2級に該当することが必要です。また、一定の保険料納付期間があることも必要です(20歳前の障害は除きます)。

平成27年度の年金額は、
1級が **975,100円**
2級が **780,100円**です。
(いずれも子がいるときは加算されます)

※「子」とは？

「18歳になる年度末までの子」または「20歳未満で1・2級の障害の状態にある子」のことです

死亡したときは「遺族基礎年金」

国民年金の被保険者または被保険者であった人が一定の保険料納付期間があるときに、そのかたによって生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」または「子」)が受けられます。

平成27年度の年金額は、
(子が一人いる妻) **1,004,600円**
(子一人) **780,100円**です。(いずれも「子」の人数に応じて加算されます)

「死亡一時金」

第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上あるかたが、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、そのかたによって生計を同じくしていた遺族(1・配偶者、2・子、3・父母、4・孫、5・祖父母、6・兄弟姉妹のうち番号の順位で受給する権利があります。)

- ・遺族が、遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。
- ・寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。
- ・死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年です。

☆そのほか、「未支給年金」「寡婦年金」などもあります。

死亡されたかたの年金の加入状況や受給の有無で、遺族が受けられる給付が変わることがあります。

国民年金の保険料について

平成 27 年度の国民年金保険料は **月額 15,590 円** です。

日本年金機構から送付された納付案内書で、金融機関やコンビニエンスストアでお支払いができます。
口座振替やクレジットカードでのお支払いもできます。くわしくは長崎南年金事務所 (☎095-825-8705) または長崎北年金事務所 (☎095-861-1582) へお問い合わせください。

国民年金保険料の納付が困難なときは？

経済的な理由などで保険料を納めることが困難なときは、保険料の免除・猶予などの申請ができます。
申請して承認を受ければ保険料の納付が免除・猶予されます。

※所得の審査がありますので、申請した場合でも承認されないことがあります。

免除・猶予などの審査については、長崎南・長崎北年金事務所へお問い合わせください。



✳️免除

学生以外のかたが対象です。免除の種類は、前年の所得等に応じて全額、4分の3、半額、4分の1免除となっています。

※一部免除 (4分の3、半額、4分の1免除) が承認された場合は、残りの保険料を納めないと未納期間になります。

✳️若年者納付猶予

学生以外の、30歳未満のかたが対象です。保険料の全額の納付が猶予されます。

✳️学生納付特例

大学、短期大学、専門学校などに通っているかたが対象です。保険料の全額の納付が猶予されます。

※一部、該当しない学校もあります。

[免除が受けられる期間は、申請時点の2年1カ月前の月分までの申請ができます。]

免除・猶予などの手続きに必要なものは、

- ・年金手帳または納付案内書
- ・印鑑 (代理人は必須)
- ・学生：学生証または在学証明書
- ・退職したかた：離職票または雇用保険受給資格者証など
- ・り災したかた：り災証明書

免除・猶予などの手続き先は、

市民課 (8番窓口)
行政センター
支所・地区事務所
年金事務所

免除・猶予などを受けたら、どのような影響がある？

免除・猶予などを受けたら、受けた期間は次のような取り扱いとなります。






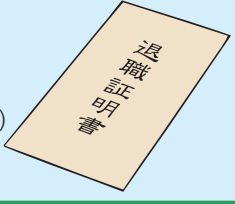






| | 老 齢 基 礎 年 金 | | 障 害 基 礎 年 金 遺 族 基 礎 年 金 (受給資格期間に算入されるか?) |
|-------------------|-----------------|-------------------|--|
| | 受給資格期間に算入されるか? | 年金額に反映されるか? | |
| 納 付 | ○ (されます) | ○ (されます) | ○ (されます) |
| 全 額 免 除 | ○ (されます) | △ (一部反映されます) | ○ (されます) |
| 一 部 納 付 (※) | △ (一部納付で反映されます) | △ (一部納付で一部反映されます) | △ (一部納付で反映されます) |
| 若年者納付猶予 学生納付特例 | ○ (されます) | × (されません) | ○ (されます) |
| 未 納 | × (されません) | × (されません) | × (されません) |

免除・猶予などを受けた期間は、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます (追納といいます)。追納すれば、老齢基礎年金の金額は減額されません。

※一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要です。

こんなときは国民年金の届け出をお忘れなく



| | | |
|--|---|---|
| <p>20歳になったとき (サラリーマン以外のかた)</p> <p>○20歳に達したときからの加入となります。</p> <p>↓</p> <p>市民課 (8番窓口) 行政センター 支所へ</p>  | <p>会社などに就職したとき</p> <p>○年金手帳と会社などの健康保険証</p> <p>↓</p> <p>市民課 (7番窓口) 行政センター 支所へ</p>  | <p>会社などを退職したとき</p> <p>○年金手帳 ○退職年月日がわかる書類</p> <p>↓</p> <p>市民課 (7番窓口) 行政センター 支所へ</p>  |
| <p>任意加入をしたいとき (高齢任意加入など)</p> <p>○年金加入記録などにより届出先が異なりますので、長崎南・長崎北年金事務所へご相談ください。</p> <p>↓</p>  | <p>サラリーマンの夫(妻)の扶養からはずれたとき</p> <p>○あなたの年金手帳 ○扶養からはずれた日がわかるもの</p> <p>↓</p> <p>市民課 (7番窓口) 行政センター 支所へ</p>  | <p>サラリーマンの夫(妻)が会社などを退職したとき</p> <p>○あなたと配偶者の年金手帳 ○配偶者の退職年月日がわかる書類</p> <p>↓</p> <p>市民課 (7番窓口) 行政センター 支所へ</p>  |
| <p>付加年金に加入したいとき</p> <p>○年金手帳または納付案内書</p> <p>↓</p> <p>市民課 (8番窓口) 行政センター 支所へ</p>  | <p>口座振替の申込みをしたいとき</p> <p>○預・貯金通帳 ○預・貯金通帳の印鑑 ○納付案内書</p> <p>↓</p> <p>金融機関 長崎南・長崎北年金事務所へ</p>  | <p>保険料の納付が困難なとき</p> <p>○免除などの制度がありますのでご相談ください。</p> <p>↓</p> <p>市民課 (8番窓口) 行政センター 支所へ</p>  |
| <p>年金手帳の再交付 (第1号被保険者の場合)</p> <p>○納付案内書または身分を証明するもの</p> <p>↓</p> <p>市民課 (8番窓口) 行政センター 支所へ お急ぎの場合は長崎南・長崎北年金事務所へ</p>  | <p>年金受給者の住所変更 (住民票コードが日本年金機構に収録されている方は届出不要です)</p> <p>○認印 ○年金証書</p> <p>↓</p> <p>市民課 (8番窓口) 行政センター 支所 長崎南・長崎北年金事務所へ</p>  | <p>年金加入者や受給者が亡くなったとき</p> <p>○遺族基礎年金 ○寡婦年金 ○死亡一時金 ○未支給の年金</p> <p>↓</p> <p>いずれかが支給される可能性がありますので、長崎南・長崎北年金事務所、市民課(8番窓口)、行政センターへご相談ください。</p>  |

*国民年金については、ホームページでもご案内しています。

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>

長崎市役所ホームページ「国民年金コーナー」

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/jinsei/>

*電話でのお問い合わせ先は、

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

(050で始まる電話でおかけになる場合は☎03-6700-1165)

長崎市市民課総務年金係 ☎095-829-1137 (直通)

日本年金機構長崎南年金事務所 ☎095-825-8705

日本年金機構長崎北年金事務所 ☎095-861-1582

<国民年金に上乗せする公的な年金として国民年金基金があります。>

*国民年金基金についてのお問い合わせは、長崎県国民年金基金

(フリーダイヤル) 「0120-65-4192」または「<http://www.nagasaki-kikin.or.jp/>」へ